

議案第46号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条
例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鹿児島県条例
第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2(1)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 鶴田ダムから下流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度			
			生物化学的酸素 要求量（単位1 リットルにつき ミリグラム）		浮遊物質（単 位1リットルに つきミリグラム）	
			日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大
昭和48年 4月1日 前に設置 されてい る特定事 業場（特 定施設の 設置の工 事をして いるもの を含む。）	パルプ、紙 又は紙加工 品製造業	排出水量130,000立方メ ートル以上のもの	50	65	60	80
		排出水量130,000立方メ ートル未満のもの	60	80	70	90
	食料品製造業（でん粉若しくは化工で ん粉製造業又は蒸留酒若しくは混成酒 製造業を除く。）		90	120	80	100
	製糸業		90	120	70	90
	と畜場		60	80	80	100
	し尿処理施設のみを有するもの		30		50	70
	陶磁器又は陶磁器関連製品製造業		30	40	40	60
	その他のもの（でん粉若しくは化工で ん粉製造業、蒸留酒若しくは混成酒製 造業、採石業、砂利採取業又は豚房施 設、牛房施設若しくは馬房施設を有す るものを除く。）		30	40	70	90

昭和48年 4月1日 以後の設 置に係る 特定事業 場	し尿処理施設のみを有するもの		30	40	50	70
	下水道終末処理場		15	20	40	60
	豚房施設、 牛房施設又 は馬房施設 を有するも の	排出水量1,000立方メー トル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メー トル未満200立方メート ル以上のもの	30	40	40	60
		排出水量200立方メート ル未満のもの	60	80	70	90
	その他のも の（採石業 又は砂利採 取業を除 く。）	排出水量1,000立方メー トル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メー トル未満のもの	30	40	40	60

別表第2(1)イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 鶴田ダムから上流の川内川水域に係る上乗せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	
昭和49年10月11日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置	蒸留酒又は混成酒製造業		5.8～8.6	100	130	100	130	
	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130	
	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30		50	70	800
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	豚房施設、牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
定施設	又は馬房施設	排出水量200立方メートル未満50立		80	100	90	120	

の工事をしているものを含む。)	を有するもの	方メートル以上のもの						
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	その他のもの		5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和49年10月11日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
	又は馬房施設を有するもの	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
		排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第2(2)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 鹿児島市内水域に係る上乗せ排水基準

区分		業 種	項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間平均	最大	日間平均	最大	
昭和48年4月1日	下水道処理区内	全てのもの	5.8～8.6	20	25	50	70	800

(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあつては、昭和54年7月9日)前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事をして	もの								
	下水処理区域のもの	豚房施設、牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
		又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
		畜産食料品製造業		5.8～8.6	30	40	40	60	800
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		5.8～8.6	90	120	80	100	800
		米菓製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
		飲料製造業		5.8～8.6	90	120	80	100	800
		麺類製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
		豆腐製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
		紙製造業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
		生コンクリート又はセメント製品製造業		5.8～8.6			30	40	800
		ガス供給業		5.8～8.6	30	40	40	60	800
		酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの		5.8～8.6	30	40	30	40	800
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの		5.8～8.6	30	40	40	60	800
		洗濯業		5.8～8.6	60	80	80	100	800
		写真現像業		5.8～8.6	30	40	30	40	800
		自動式車両洗淨施設を有するもの		5.8～8.6			30	40	800
		し尿処理施設を有するもの		5.8～8.6	30	40	50	70	800

いる もの を含 む。)		その他のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和48年4月1日（永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあつては、昭和54年7月9日）以後の設置に係る特定事業場	全てのもの	排出水量2,000立方メートル以上のもの		5	10	10	20	
		排出水量2,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	20	25	30	40	800

別表第2(3)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 米之津川水域に係る上乗せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度			
			生物化学的酸素 要求量（単位 1 リットルにつき ミリグラム）	浮遊物質 量（単 位 1 リットルに つきミリグラム）		
				日 間 平 均	最 大	日 間 平 均
昭和48年 7 月 1 日 前に設置 されてい る特定事 業場（特 定施設の 設置の工 事をして	パルプ，紙 又は紙加工 品製造業	排出水量62,000立方メート ル以上のもの	50	65	60	80
		排出水量62,000立方メート ル未満のもの	60	80	70	90
	エチルアル コール製造 業	排出水量13,000立方メート ル以上のもの	50	65	50	65
		排出水量13,000立方メート ル未満のもの	60	80	50	65
	と畜場	60	80	80	100	

いるものを含む。）	その他のもの（豚房施設、牛房施設若しくは馬房施設を有するもの又は製あん業を除く。）		100	130	100	130
昭和48年 7月1日 以後の設 置に係る 特定事業 場	し尿処理施設のみを有するもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20		30	40
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30		30	40
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メートル未満200立方メートル以上のもの	30	40	40	60
		排出水量200立方メートル未満のもの	60	80	70	90
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	30	40	40	60

別表第2(4)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 大淀川水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位１リットルにつきミリグラム)		浮遊物質質量 (単位１リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
昭和49 年10月 11日前 に設置 されて いる特	食用アミノ酸製造業		5.8～8.6	30	40	40	60	
	製糸業		5.8～8.6	90	120	70	90	
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	豚房施設、牛	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
	房施設	排出水量200立方メ		80	100	90	120	

定事業場（特定施設の設置の工事をして いるものを含む。）	又は馬房施設を有するもの	メートル未満50立方メートル以上のもの						
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	その他のもの（でん粉又は化工でん粉製造業を除く。）		5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和49年10月11日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設、牛房施設	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	300
	又は馬房施設	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
	を有するもの	排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第2(5)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(5) 志布志湾流入水域に係る上乗せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質質量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間平均	最大	日間平均	最大	日 間 平 均
昭和50 年11月 1日前 に設置	乳製品製造業		5.8～8.6	50	65	50	65	300
	食鳥処理加工業		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	蒸留酒 及び混	排出水量2,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	

されて いる特 定事業 場（特 定施設 の設置 の工事 をして いるも のを含 む。）	成酒製 造業	排出水量2,000立方 メートル未満50立方 メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	染色整理業		5.8～8.6	100	130	100	130	800
	製糸業		5.8～8.6	100	130	100	130	800
	エチル アルコ ール製 造業	排出水量7,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量7,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80	70	90	800
	クエン 酸製造 業	排出水量10,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量10,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	し尿処理施設のみを有するも の		5.8～8.6	30	40	50	70	800
	豚房施 設、牛 房施設 又は馬 房施設 を有す るもの	排出水量200立方メ ートル以上のもの		30	40	40	60	
		排出水量200立方メ ートル未満50立方メ ートル以上のもの		80	100	90	120	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
		その他のもの（さつまいもで ん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和50 年11月 1日以 後の設 置に係 る特定 事業場	豚房施 設、牛 房施設 又は馬 房施設 を有す るもの	排出水量200立方メ ートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量200立方メ ートル未満50立方メ ートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他 のもの	排出水量1,000立方 メートル以上のもの		20	25	30	40	

		排出水量1,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800
--	--	--------------------------	---------	----	----	----	----	-----

別表第2(6)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(6) 万之瀬川水域に係る上乘せ排水基準

区分	業 種		項目及び許容限度					
			水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位1リットルにつき ミリグラム)		浮遊物質 量 (単位1リットルにつき ミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
				日間 平均	最大	日間 平均	最大	
昭和50	食鳥処理加工業		5.8～8.6	30	40	40	60	300
年11月 1日前 に設置 されて いる特 定事業 場(特 定施設 の設置 の工事 をして いるも のを含 む。)	蒸留酒 及び混 成酒製 造業	排出水量2,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量2,000立方 メートル未満50立方 メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	クエン 酸製造 業	排出水量8,000立方 メートル以上のもの		20	30	40	60	
		排出水量8,000立方 メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
	と畜場		5.8～8.6	30	40	40	60	300
	し尿処理施設のみを有するもの		5.8～8.6	30	40	50	70	800
	豚房施 設、牛 房施設 又は馬 房施設 を有す るもの	排出水量200立方メ ートル以上のもの		30	40	40	60	
		排出水量200立方メ ートル未満50立方メ ートル以上のもの		80	100	90	120	
		排出水量50立方メー トル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800

	その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）		5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和50年11月	豚房施設、牛	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
1日以後の設置に係る特定事業場	房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130	800
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800

別表第2(7)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(7) 鹿児島湾水域に係る上乘せ排水基準

区分		業 種		項目及び許容限度							
				水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的 酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素 要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌 数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	
昭和54年7月9日前に設置されている特	下水道処理区内のもの	全てのもの	5.8～8.6	20	25	20	25	50	70	800	
され	下水道処理区	豚房施設、牛房	排水量200立方メ		30	40			40	60	

定事業場 (特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	域外のもの	施設又は馬房	一トル以上のもの								
		施設を有するもの	排水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100			90	120	
			排水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160			150	200	800
		畜産食料品製造業		5.8～8.6	30	40			40	60	800
		水産食料品製造業		5.8～8.6 (5.0～9.0)	90	120	90	120	80	100	800
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		5.8～8.6	90	120			80	100	800
		みそ又はしょう油製造業		5.8～8.6	90	120			80	100	800
		製あん業		5.8～8.6	90	120			80	100	800
		飲料製造業	排水量500立方メートル以上のもの		30	40			40	60	

			排水 量500 立方メ ートル 未満の もの	5.8～8.6	60	80			80	100	800
			ぶどう糖又は 水あめ製造業	5.8～8.6	60	80			80	100	800
			麺類製造業	5.8～8.6	60	80			80	100	800
			豆腐又は煮豆 製造業	5.8～8.6	60	80			80	100	800
			紡績業，繊維 製品製造業又 は染色整理業	5.8～8.6	60	80			80	100	800
			紙製造業	5.8～8.6	60	80			80	100	800
			生コンクリー ト又はセメン ト製品製造業	5.8～8.6					30	40	800
			ガス供給業	5.8～8.6	30	40			40	60	800
			酸若しくはア ルカリによる 表面処理施設 又は電気めつ き施設を有す るもの	5.8～8.6	30	40			30	40	800
		旅館 業	排水 量500 立方メ ートル 以上の もの		30	40			40	60	
			排水 量500 立方メ ートル 未満50		60	80			80	100	

			立方メートル以上のもの								
			排水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160			150	200	800
		卸売市場		(5.0～9.0)			60	80			
		自動式車両洗浄施設を有するもの		5.8～8.6					30	40	800
		し尿処理施設を有するもの		5.8～8.6 (5.0～9.0)	30	40	50	70	50	70	800
		その他のもの (さつまいもでん粉製造業を除く。)		5.8～8.6	120	160			150	200	800
昭和54年7月9日以後の設置に係る特定事業場	下水道処理区域内のもの	全てのもの		5.8～8.6 (5.0～9.0)	20	25	20	25	30	40	800
		下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設	排水量200立方メートル以上のもの		20	25	20	25	30	40
			排水量を有するもの	排水量200		60	80	60	80	70	90

		する もの	立方メ ートル 未満50 立方メ ートル 以上の もの								
			排水水 量50立 方メー トル未 満のも の	5.8～8.6 (5.0～ 9.0)	90	120	90	120	100	130	800
		その 他の もの	排水水 量1,000 立方メ ートル 以上の もの		20	25	20	25	30	40	
			排水水 量1,000 立方メ ートル 未満の もの	5.8～8.6 (5.0～ 9.0)	30	40	30	40	40	60	800

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

水質汚濁防止法施行令の改正に伴い、上乗せ排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に変更する等のため、所要の改正をしようとするものである。